

業務委託実施説明書

令和7年度 共同研究等スタート事業 業務委託に関する参加意思確認及び提案については、関係法令に定めるもののほか、この業務委託実施説明書によるものとする。

なお、本業務については、大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）の最先端のデジタル技術に関する知見を活用したイノベーションの創出に前向きな県内企業と優れたシーズを有する県内大学等との密接な連携体制を構築することが必要不可欠であるため、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で下記2の資格を有し、本業務の受託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集するものである。

公募の結果、2の参加資格を有すると認められる者がいない場合は、公益財団法人岡山県産業振興財団との随意契約手続に移行する。

なお、2の参加資格を満たすと認められる者がある場合にあっては、公益財団法人岡山県産業振興財団と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

1 提案に付する事項

(1) 業務名

令和7年度 共同研究等スタート事業 業務委託

(2) 業務内容

①「岡山県 企業と大学との共同研究センター」（以下「センター」という。）事業

ア センターの管理運営

イ 企業と大学等との共同研究の推進

ウ 県内コーディネーター間の連携促進及び人材育成

エ 工学系学生の県内定着の促進

②ワンストップ窓口事業

ア ワンストップ窓口の管理運営

イ デジタルイノベーション創出や社会実装に向けた企業と大学等との共同研究の推進

ウ デジタルイノベーション創出や社会実装に向けた共同研究事業化推進リーダーの育成

エ 実践的講座との連携

※各業務の詳細は「令和7年度 共同研究等スタート事業 業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他、小分類10その他」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 産学官連携による取組の実施に必要な能力及び体制を有すること。
- (10) 過去3年以内に産学官連携による取組の調整及び推進に関する業務について実績を有していること。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570岡山市北区内山下2丁目4番6号 岡山県庁8階
岡山県産業労働部産業振興課
電話番号：086-226-7380
ファクス番号：086-224-2165

4 業務委託参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、次により手続きを行わなければならない。

(1) 関連資料の配布期間及び場所

- ①関連資料 業務委託実施説明書
令和7年度 共同研究等スタート事業 業務委託仕様書
- ②配布期間 令和7年3月12日（水）から同年同月21日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。
- ③配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/page/963350.html>
からダウンロード可能である。

(2) 説明書及び仕様書に関する質問

- ①受付期間 令和7年3月12日（水）から同年同月21日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。
- ②受付場所 上記3の場所に同じ
- ③受付方法 説明書及び仕様書に関する質問・回答書（様式第1号）により原則としてファクス又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）によることとし、受付期間内に必着とすること。
なお、ファクスにより提出する場合は、送付した旨を電話にて上記3の担当者に連絡し、受け取りの確認をすること。
- ④回答方法 令和7年3月25日（火）の午後3時までにファクス等で回答する。

(3) 業務委託参加資格確認申請書

- ①提出期間 令和7年3月12日（水）から同年同3月18日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵便等によることとし、提出期間内に必着とすること。
- ④提出書類 参加資格確認申請書（様式第2号）

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県産業労働部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ①受付期間 令和7年3月12日（水）から同年同月27日（木）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③方 法 持参又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。
- ④提出書類 令和7年度共同研究等スタート事業業務委託に関する提案書（様式第3号）
事業計画書（様式第4号）
見積書（様式第5号）
岡山県税の滞納がないことを証する書類
その他参考資料

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

- (1) 本業務については、県の令和7年度当初予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。また、本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、当該国庫支出金の予算措置がなかった場合は、業務の内容や委託限度額を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 業務の詳細は「業務委託実施説明書」及び「令和7年度共同研究等スタート事業業務委託仕様書」による。
- (6) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。